

企業会計基準適用指針公開草案第 50 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第 9 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」（改正平成 22 年 6 月 30 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準適用指針第 9 号 「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」</p> <p>平成 17 年 12 月 27 日 改正平成 22 年 6 月 30 日 <u>最終改正平成 XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第 9 号 「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」</p> <p>平成 17 年 12 月 27 日 改正平成 22 年 6 月 30 日 企業会計基準委員会</p>
<p>適用指針 純資産の部における項目との整合</p> <p>3-2. <u>企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」に従って</u> <u>暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場</u> <u>合には、株主資本等変動計算書会計基準第 5 項なお書きに準じて、</u> <u>期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の</u> <u>反映後の期首残高を記載する。</u></p>	<p>適用指針</p> <p>(新 設)</p>
<p>株主資本の各項目の変動事由 変動事由の表示</p> <p>6. 株主資本の各項目の変動事由（株主資本等変動計算書会計基準第 6 項）には、例えば以下のものが含まれる。</p> <p>(1) <u>当期純利益（連結上は親会社株主に帰属する当期純利益）</u> 又は <u>当期純損失（連結上は親会社株主に帰属する当期純損失）</u>（株主資本等変動計算書会計基準第 7 項）</p>	<p>株主資本の各項目の変動事由 変動事由の表示</p> <p>6. 株主資本の各項目の変動事由（株主資本等変動計算書会計基準第 6 項）には、例えば以下のものが含まれる。</p> <p>(1) 当期純利益又は当期純損失（株主資本等変動計算書会計基準第 7 項）</p>

公開草案	現行
<p>(2) 新株の発行又は自己株式の処分</p> <p>(3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当（第7項参照）</p> <p>(4) 自己株式の取得</p> <p>(5) 自己株式の消却</p> <p>(6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少（第7項なお書き参照）</p> <p>(7) 株主資本の計数の変動</p> <p>① 資本金から準備金又は剰余金への振替（第8項参照）</p> <p>② 準備金から資本金又は剰余金への振替（第8項参照）</p> <p>③ 剰余金から資本金又は準備金への振替</p> <p>④ 剰余金の内訳科目間の振替</p> <p>(8) 連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動（連結子会社又は持分法適用会社の増加又は減少）</p> <p>(9) 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動</p>	<p>(2) 新株の発行又は自己株式の処分</p> <p>(3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当（第7項参照）</p> <p>(4) 自己株式の取得</p> <p>(5) 自己株式の消却</p> <p>(6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少（第7項なお書き参照）</p> <p>(7) 株主資本の計数の変動</p> <p>① 資本金から準備金又は剰余金への振替（第8項参照）</p> <p>② 準備金から資本金又は剰余金への振替（第8項参照）</p> <p>③ 剰余金から資本金又は準備金への振替</p> <p>④ 剰余金の内訳科目間の振替</p> <p>(8) 連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動（連結子会社又は持分法適用会社の増加又は減少）</p> <p>(9) (新 設)</p>
<p>株主資本以外の各項目の変動事由 変動事由の表示</p> <p>11. 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合（第9項参照）、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。</p> <p>(1) 評価・換算差額等</p> <p>① その他有価証券評価差額金 その他有価証券の売却又は減損処理による増減 純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減</p> <p>② 繰延ヘッジ損益 ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減</p>	<p>株主資本以外の各項目の変動事由 変動事由の表示</p> <p>11. 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合（第9項参照）、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。</p> <p>(1) 評価・換算差額等</p> <p>① その他有価証券評価差額金 その他有価証券の売却又は減損処理による増減 純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減</p> <p>② 繰延ヘッジ損益 ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減</p>

公開草案	現行
<p>純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減</p> <p>③ 為替換算調整勘定 在外連結子会社等の株式の売却による増減 連結範囲の変動に伴う為替換算調整勘定の増減 純資産の部に直接計上された為替換算調整勘定の増減</p> <p>(2) 新株予約権 新株予約権の発行 新株予約権の取得 新株予約権の行使 新株予約権の失効 自己新株予約権の消却 自己新株予約権の処分</p> <p>(3) <u>非支配株主持分</u> <u>非支配株主に帰属する当期純利益(又は非支配株主に帰属する当期純損失)</u> 連結子会社の増加(又は減少)による<u>非支配株主持分</u>の増減 連結子会社株式の取得(又は売却)による持分の増減 連結子会社の増資による<u>非支配株主持分</u>の増減</p>	<p>純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減</p> <p>③ 為替換算調整勘定 在外連結子会社等の株式の売却による増減 連結範囲の変動に伴う為替換算調整勘定の増減 純資産の部に直接計上された為替換算調整勘定の増減</p> <p>(2) 新株予約権 新株予約権の発行 新株予約権の取得 新株予約権の行使 新株予約権の失効 自己新株予約権の消却 自己新株予約権の処分</p> <p>(3) <u>少数株主持分</u> <u>少数株主利益(又は少数株主損失)</u> 連結子会社の増加(又は減少)による<u>少数株主持分</u>の増減 連結子会社株式の取得(又は売却)による持分の増減 連結子会社の増資による<u>少数株主持分</u>の増減</p>
<p>適用時期 14-3. 平成 XX 年に改正された本適用指針(以下「平成 XX 年改正適用指針」という。)の適用時期は、平成 XX 年に改正された株主資本等変動計算書会計基準と同様とする。</p>	<p>適用時期 (新 設)</p>

以 上

(1) 純資産の各項目を横に並べる様式例

② 連結株主資本等変動計算書

	株主資本					その他の包括利益累計額(*1)					新株 予約権	少数非 支配株 主持分	純資産 合計 (*2)
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株 式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合 計(*2)			
当期首残高(*3)	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額(*4)													
新株の発行	xxx	xxx			xxx								xxx
剰余金の配当			△xxx		△xxx								△xxx
親会社株主に帰属 する当期純利益			xxx		xxx								xxx
×××××													
自己株式の処分				xxx	xxx								xxx
その他			xxx		xxx								xxx
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)						(*5)xxx	(*5)xxx	(*5)xxx	(*5)xxx	xxx	(*5)△xxx	(*5)xxx	xxx
当期変動額合計	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(*1) その他の包括利益累計額については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他の包括利益累計額の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を連結株主資本等変動計算書に記載する。

(*2) 各合計欄の記載は省略することができる。

(*3) 企業会計基準第 24 号に従って遡及処理を行った場合には、表示期間のうち最も古い期間の期首残高に対する、表示期間より前の期間の累積的影響額を区分表示するとともに、遡及処理後の期首残高を記載する。

また、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」に従って暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合には、上記に準じて、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。

(*4) 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね連結貸借対照表における表示の順序による。

(*5) 株主資本以外の各項目は、当期変動額を純額で記載することに代えて、変動事由ごとにその金額を連結株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる（第 9 項から第 12 項参照）。また、変動事由ごとにその金額を連結株主資本等変動計算書に記載する場合には、概ね株主資本の各項目に関する変動事由の次に記載する。

(2) 純資産の各項目を縦に並べる様式例

② 連結株主資本等変動計算書

株主資本

資本金	当期首残高		XXX
	当期変動額	新株の発行	XXX
	当期末残高		XXX
資本剰余金	当期首残高		XXX
	当期変動額	新株の発行	XXX
	当期末残高		XXX
利益剰余金	当期首残高		XXX
	当期変動額	剰余金の配当	△XXX
		親会社株主に帰属する	
		当期純利益	XXX
		その他	XXX
自己株式	当期末残高		XXX
	当期首残高		△XXX
	当期変動額	自己株式の処分	XXX
株主資本合計	当期末残高		△XXX
	当期首残高		XXX
	当期変動額		XXX
その他の包括利益累計額(*1)	当期末残高		XXX
	当期首残高		XXX
	当期変動額(純額)(*3)		XXX
その他有価証券評価差額金	当期末残高		XXX
	当期首残高		XXX
	当期変動額(純額)(*3)		XXX
繰延ヘッジ損益	当期末残高		XXX
	当期首残高		XXX
	当期変動額(純額)(*3)		XXX
為替換算調整勘定	当期末残高		XXX
	当期首残高		XXX
	当期変動額(純額)(*3)		XXX
退職給付に係る調整累計額	当期末残高		XXX
	当期首残高		XXX
	当期変動額(純額)(*3)		XXX
その他の包括利益累計額合計(*2)	当期末残高		XXX
	当期首残高		XXX
	当期変動額		XXX
新株予約権	当期末残高		XXX
	当期首残高		XXX
	当期変動額(純額)(*3)		XXX
少数非支配株主持分	当期末残高		XXX
	当期首残高		XXX
	当期変動額(純額)(*3)		XXX
純資産合計(*2)	当期末残高		XXX
	当期首残高		XXX
	当期変動額		XXX

- (*1) その他の包括利益累計額については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他の包括利益累計額の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を連結株主資本等変動計算書に記載する。
- (*2) 各合計欄の記載は省略することができる。
- (*3) 株主資本以外の各項目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。この場合、連結株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる（第9項から第12項参照）。

注 1： 期中における変動がない場合には、「当期首残高及び当期末残高」のみを表示することができる。

注 2： 企業会計基準第 24 号に従って遡及処理を行った場合には、表示期間のうち最も古い期間の期首残高に対する、表示期間より前の期間の累積的影響額を区分表示するとともに、遡及処理後の期首残高を記載する。

また、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」に従って暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合には、上記に準じて、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。